

財 産 目 録

令和6年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>I 資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金						
現金	金庫		運転資金として			32,172
普通預金	肥後銀行託麻東支店 他		運転資金として			94,946,514
事業未収金	熊本県国民健康保険団体連合 他		3月分支援給付費収入 等			21,228,056
原材料	木村屋商事 他		パン原材料ほか			546,128
立替金	GH利用者		GH利用料			189,219
流動資産合計				0	0	116,942,089
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1) 基本財産</b>						
土地	(桜木会)熊本市東区小山4丁目9番88		第二種社会福祉事業である、障害福祉サービス等に使用			24,675,000
建物	(桜木会)熊本市東区小山4丁目9番88、9番93 託麻ワークセンター	1998年度	第二種社会福祉事業である、障害福祉サービス等に使用	95,239,500	66,765,368	28,474,132
	上記増築	2003年度	同上	37,884,000	21,941,066	15,942,934
	上記増築	2009年度	同上	9,385,000	5,524,983	3,860,017
	上記増築	2011年度	同上	15,497,748	7,621,549	7,876,199
	上記増築	2020年度	同上	1,897,720	695,827	1,201,893
	さんりん舎	2018年度	同上	58,367,456	17,457,509	40,909,947
	七つ葉	2023年度	同上	51,880,000	0	51,880,000
小計						150,145,122
基本財産合計				270,151,424	120,006,302	174,820,122
<b>(2) その他の固定資産</b>						
土地	(桜木会)熊本市東区小山4丁目1184		新規に開設する事業のための用地			24,400,000
建物	シャッター物置 等	2000年度	第二種社会福祉事業である、障害福祉サービス等に使用	6,212,792	4,769,439	1,443,353
構築物	A型建物衛生設備		第二種社会福祉事業である、障害福祉サービス等に使用	830,000	264,142	565,858
及び装置	ビニール製袋機 他		第二種社会福祉事業である、障害福祉サービス等に使用	10,966,440	9,517,410	1,449,030
車輜運搬具	ハイエース 他8台		利用者送迎用	29,883,418	27,689,118	2,194,300
器具及び備品	デスクトップパソコン他		第二種社会福祉事業である、障害福祉サービス等に使用	34,444,590	30,135,821	4,308,769
権利	電話加入権		施設設置負担金として	152,800	0	152,800
熊本県退職共済預け金	熊本県社会福祉協議会		熊本県民間社会福祉事業者退職共済制度における引当資産	9,510,998	0	9,510,998
長期前払費用	損害保険料 他		車輜、損害保険費用として			2,777,261
その他の積立金	肥後銀行託麻東支店定期預金		将来における施設・設備整備の目的のために積み立てている定期預金	36,000,000		36,000,000
その他の固定資産	リサイクル預金		リサイクル預金			8,790
その他の固定資産合計				128,001,038	72,375,930	82,811,159
固定資産合計				398,152,462	192,382,232	257,631,281
資産合計				398,152,462	192,382,232	374,573,370
<b>II 負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
事業未払金	3月分事業者未払 他					26,212,195
預り金	物価高騰対策支援金					255,868
職員預り金	さくら会、住民税ほか					1,980,703
流動負債合計				0	0	28,448,766
<b>2 固定負債</b>						
退職給付引当金	熊本県社会福祉協議会					9,510,998
固定負債合計				0	0	9,510,998
負債合計				0	0	37,959,764
差引純資産				398,152,462	192,382,232	336,613,606

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「取得年度」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- ・また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輜運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輜番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。